駿河碁誌

ル 4
1049

京都帝國大學圖書

儿呂4
帙1049
巻

昭和十三年一月廿日購入

太珠流河位志

長禄二年太田道灌
江戸城郭建し時の
図ありといふ

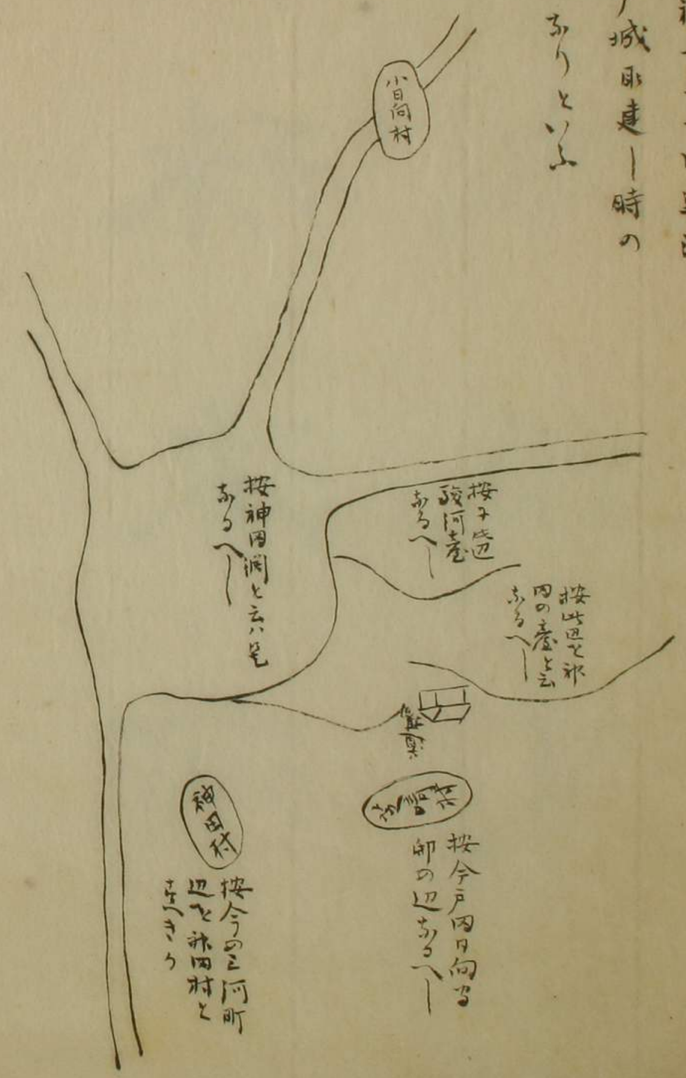

駿河臺志

駿河臺　武蔵國豊島郡崎田領江戸庄神田の西

小石川村の西にして東ハ六町南北三町の高陵にして
り元ハ今ハ駿河臺と云小地ハ江戸城の鬼門を
常りて是より生ずるハ東海西山用の交て此所に
ふし此地一の高陵なり即東方昌平橋を限り西
方水戸橋に至り南ハ土浦侯の邸宅平橋侯の邸宅
より中坊河物茅丘迄より甲賀坂上まて北ハ神田
川を境とす南北四條ハ小石川田侯邸裏通り小
路ハ右英朝臣第を一条府
第を一条昌平橋より都一条分中川飛騨坂上
地田一坂上左西より左ハ
坂仙氏前より大滝
前より一坊
坂上
坂上
山地

の故に駿河臺といふや其故詳ならねど古老傳ていへ
らく昔時駿河左衛に賜りし故に駿河臺とりふ
又一説には駿河大納言殿御敷地に賜りし
故に名とすと又は駿河臺の芙蓉峰を望む故に名と
すと或は富を錦の地といふ其ねは是地の諸家は小
身なる者共御奉公の家柄故大切に被思召故の名と
うや此諸説何れも穏ならねはいかにとなれは今駿
東町迎築町甲賀町迎ふる古地なり宇都宮彦部は
松平助祐ありしより西兼ち播随意院滝川民部宿木屋
敷は宇都宮なり又給主の諸説は諸武家屋敷今は森川
採内氏屋敷元は百姓地にて寛政の始まて年貢
地と唱へしよし由是なれは考ふるに駿河左衛の土

に賜りたらは何とて年貢地の名へきや地とせ
さしへ又駿河亜相に賜りし地に何とて寺の久藏
跡りをへきや是らも疑いもあるき妄説あり富士を
よく望むるゆへは随に富士見といふへきは更にそ
の名かあるは不審なるにあとあるもやかく古老の
傳を信ぜざれして自己の考証ありやと為ぬまじく又
更に得しことしなし去とも此儘分限帳に江戸芝
崎一説百十七貫四百二十五文大保高又二十一
貫四百四十文小日向屋敷分大内大保高知行内へ
大保高書に柴崎村本領駿河内ヶ為上新ら
本以下之一ま書改出さら中川と記せり
さて長禄二年江戸図に附て考ふれは芝崎村といふ

は今の宇都宮庄郷の辺をいへるごとし沐田郡とい
はゞ信じがたしなほいかゝ思ふべき沐田村無
の内ゝ又芝崎村ゝ
は芝駿河番ゝ
り
た田大後亮が知るべき
が祖後河守 永享結城合戦の時上杉とりへる
兵庫頭方ゝ
も領しゝん去ゝ依て知の若ゝ有ける外ゝ此
例多くあり今三河崎村世ゝ三河の若ゝ鴨ハ木戸
三河ゝ孝苑ゝ別書の地ゝうゝ友人珠水ゝ若の
考ゝ孝苑集を借たきはむさしの国豊崎ゝい山郡
ゝへ江の戸たゝ和ゝ住ゝ
無ゝて庵のつゞまゝたゝいぎみゝる山ゝ
近ゝ
ゝ根ゝ

[illegible]せる付キ
[illegible]
此地暦三年の大火ニ焼し後ハ　年　月
日山川町　　分出火せし時袋町迄ま
て延焼し昭和九年二月二十九日夜ハ人坂分出
火し筋違橋北四丁目迄焼し此地
も延焼せしなり　尚筋違橋ハ浜珍木氏たつ[illegible]迄ハ
て清聖通町袋町鈴本町ハ[illegible]焼ず[illegible]の内ニ
て僅の過失なりしも忽ニ治静[illegible]
[illegible]
此地ハ四方へ出口ハ[illegible]檜坂ハ山川町ハ三
河町ハ観音坂ハ筋違橋ハ男坂ハ浜珍坂上
ニ書ハ[illegible]筋違ハ[illegible]塵坂ニ書ハ[illegible]飯吉坂

ハ宇都宮藩ト府内藩トニ二つの書ハ[illegible]
三河町ハ大流藩ハ[illegible]但し此書ハ後の書ハ[illegible]
山川町ハ山川町ハ[illegible]時氏系の侍ニ書ハ[illegible]
檜坂ハ[illegible]坂ハ坂下ニ書ハ[illegible]坂下ハ山川町ハ
[illegible]ハ七つの書ハ[illegible]中ニ[illegible]ハの書ハ[illegible]
ぞ[illegible]ハの[illegible]
此地南ハ[illegible]
の服[illegible]西[illegible]
切立たる[illegible]鈴本町の[illegible]次第ニ地[illegible]
て溜池ハ[illegible]ハ堤の[illegible]
地[illegible]

甲頃町　次清左衛門の[illegible]を一丁目ト云平賀清左[illegible]

屋敷をこの頃とする又今脇宮坂を宮沢四丁の江
戸図に甲賀坂とあるを又思い記す坂上の西
を大甲賀町とあるべきを甲賀とする故い未詳
されども大清屋敷を見に通らるるは大甲賀の
者を多く住せりを見しかや甲賀組のなを見地に
見えしとあるに誤なるべし又中川氏等の組
坂四氏等組との訴に重信の書に冨うをしかや又ゆ
えに重信七年図に此町通せば鈴町の所なる
べし

舊西町　戸田安助屋敷のうちや延宝四年の武鑑
に殿河意賀西町と云地なり賀西師を他屋敷の
ように見て先地に安部屋敷と見しかや今しかる

へしと成りへり

鈴町　願本坂を登り坂四丁目の水
道橋との間又は組宗坂より中川兵庫屋敷組
より坂四の屋敷組とを鈴町と云又は今河原千代
屋敷組との間なり また行当りなる田まに
鈴町と云冨樹大事の時宜に大勝院死せしに
よりて今の名を示くといへり 諏訪の鈴
鈴本町　槍坂上より通りの町をいう鈴木氏邸を
並らへ住居しなるを名とせるべし重信
七年の絵図に鈴本町とあるは鈴木なる鈴木なる
鈴木氏邸とつちとい去の鈴本町名
弼り 尾おい去者姓氏新作らもし所の意
十七年おいていと用生ゆるなるなる絵図に次第に

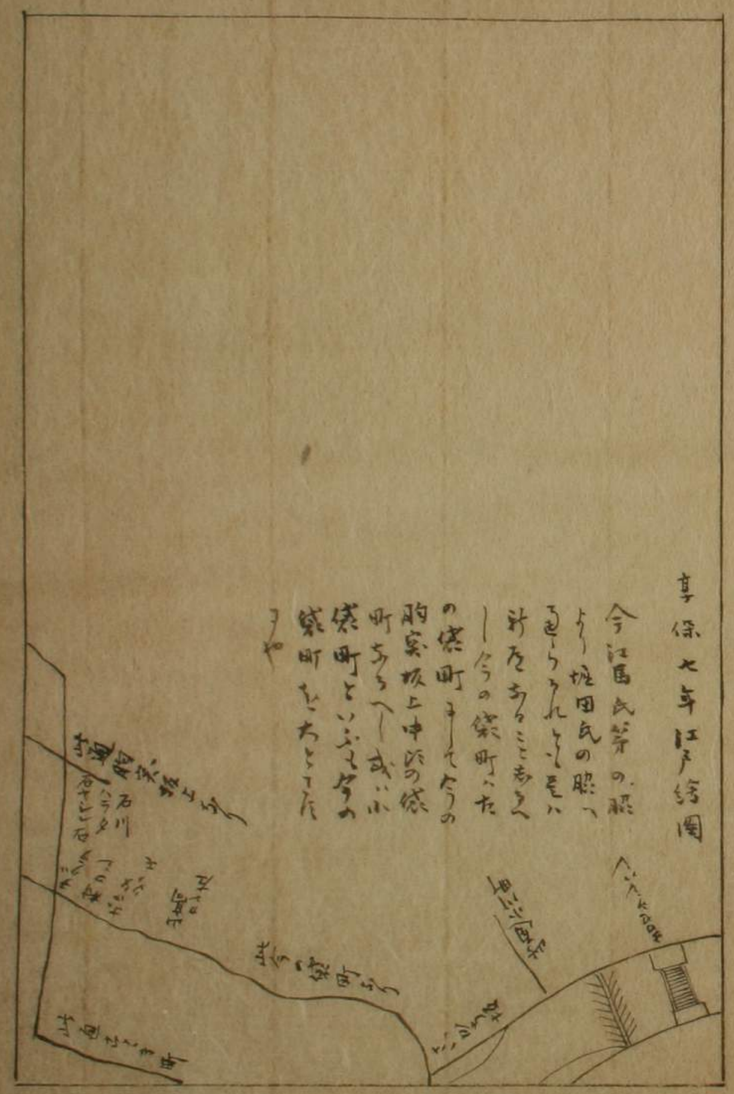

稲荷小路　淡路坂より西の方へ稲荷小路と云ふ此辺も亦小路なり
袁禮西町の袁禮町の名は是江戸開府の後しばらく祥伝
寺殿まで出でしことなり其の藥地とすることなり
れを立替の四地とも云ふ淡路坂上より北の袁
人とて紙漉職の家なり其四辺は京橋加茂林
鈴本左門屋敷なりと稲荷小路とつゞけり

神田神社旧地

神田神社は今一橋内鎮座のうちにあるといふ（神田志に拠れば八年後河志にうつさるゝ）といふは何事ぞや又其時代は定永九年の改正なれども西倉ちとゝなりしその戸田口向内部にやゝ見えそゝり（考古図に伝て考ふべしとあり）

紅梅坂辻番所前にて寺院石を掘出したり（平井△檜ヶ脇之ヲ）

ちかひ（近ち）に其田にたゝ田と繋の毛ものしとうや逸ま

に堀たるもの（但気せしと云後又元のさとく

収えて上に祠を社を勧請し接に八岐彦と祝い

白川が將宗侯の長男を主てらへたり此石室を

や神田の社地にかりし墓ものやからん

後河志といふ所に願本坂（槍坂まく）甲賀町の志

を神田の墓といふなるや神田のかのうちにて此

墓なりあるに墓といふべき地なり日輪寺を神田山

といふは端地を神田山と号きるも皆此墓に

なりてあるべかりし

た田持資深根帰厂とゝなりしを神田の社まく

のくまみ付る所

帰つきて那なり声もきらをのんにうへつ求

まのかりあり

と詠たるを墓墓集に載たり此社の今の神田橋に

なりしは此ものや某年にその後河墓にうつせ

といふに後りて自元の堅時の古地に移り

宗鑑の記るべんきどは此ものにあつく神田墓といい

いても祖地に古田殺けるの自伝せ殺け墓

つたへ
といふ

太田姫稲荷社　淀破坂の上地に接して西北の
鬼門にあたるところに毛ヶ崎へ移し奉りしとう
や

社記に云ふ古老伝説曰へ祇園牛頭天王の時
海中に光箱の漂ひ来るを見て自此箱の
姿を彫刻作りしを祭りて四坊を一坊に建立
し一坊を造て田を潜ず初二年に戸城に遷し天
正十八年成宗公移し給ふ時平樹を一坊
地と一坊とし社の数坊へし
疱瘡守護神を祈願して願果たりし
りしとなり

別当を杉竜山安重院といふ

壽稲荷神社　袋町山王阪花屋敷にあり

永井稲荷社　袋町永井勘兵衛屋敷にあり初年に
た誠をうしなふ数ヶを求めて永井流西方を時
なりたりしとなり此地左衛のとし初年に此方に
例の作り物出し　が大蛇竜化作に時なり道中
の作を亜さたり化るに仏行ちることなりや
んなりの乗物を西くこしと思ひ去りし人付
くせ方しかやうて此地に最安寺移死せらも
し部も新しきりなり竜大姫竜の作先者といふ
べしそなりて袋孔の日に新子を止らもたり
成うらもき

春日神社

鎮所春日局屋敷にありしなりしを今坂田伊勢守副地にありて春日氏下谷へ移りし社なり又移されたるハ今の跡ハ馬場にありたり

防火塚

甲賀町にあり

神田見附

義記武鑑に戸田采女正氏信卿神田見附の内南と記したり寛文十年の江戸図に今の松平河内守邸の地を戸田采女とあり是今の筋違橋つといふことをしらさりあり筋違といふハ橋の名と見えたり寛文十年の図に始て筋違橋の名ハ見えたり然るに義記の武鑑に松平伊賀守卿を筋違橋および池之端の加賀屋敷のことあり然るに昔ハ神田見附筋違橋ハ古き名なるべし因に云橋ハ川に筋違に架せり ら話のさ橋とも云正面にかけたり 明和九辰年二月廿九日目黒行人坂より出火此辺も火災にかゝり見附も橋も焼失けり天明六年午年に橋下水溢して昌平筋違七月十二日の洪水に流失をとゞめらすとかや寛ハ神田の方なると図にはあれハ志す

昌平橋

筋違橋の西にかゝる寛文十年の絵図に始てみゆいかさいらし橋と云ふ然らハ此辺大ドめて架せしにや古ハ芋洗橋といひしハ諸記にみゆるし寛永の為に見へさるを其古くいゝかさうとしとと志るべし 太田姫稲荷を一口里より移したりといふ故に橋を一口坂と云ひ芋洗ひよしくさの橋を一口橋といへしといひ十五人のかゝる橋を一口坂とも青物市場へ来る事此辺人の

幸徳伝中に「ゆかしさ」と云へば、伊豆町の方面に桜樹多く、山桜樹のごとき、年々車の制札あり、明治宣之十年間之かし毎年といふ樹間之に新居あり、清水坂上坂の向ふ之一軒新居あり、湯呑場丁之一軒あり、是者に員年樹之あり、丁度新之い三軒あり、上坂に平樹の東之あり、員平樹一名に赤生樹、ゆかしいと員平樹に名に新地の名あり、又西平樹とも云へり

槐坂

水道樹内坂の長右衛門宅の坂なり、之辻番所の書院の下より古本通りへ出る、古者に此坂之黔赤槐樹のもしなる者とあり、しかるに尾之異樹大事の時焼失し、といへり、之に槐の古木

あり、坂氏屋敷の山方に樹を多く植さり此坂、又山は遠くに筑波宮の美蓉を眺ハし、近くは八王子宮の山翠望の彩を望し山景あれ、絶妙あり、又新に樹を植さり、定めは強樹蒔樹として深林の趣あり

袋町

袋町の通りもいと河明千代高おみて、うれわ通りもあり、一方喜任七年の高既之之のごとく此時之来し、之にあるべし、近時暦大事の時まやあり、赤宿

雁木坂

袋町山下陸屋敷の西の坂をいふ山坂、江戸を望むに彩家気意なり、之に生坂あり、之槐あり、て山側の下水を皆是に流し、家丁之十年経過

[illegible]坂中之橋より山側に神田川に流し南側の流
るゝを小石川と称するなり
胞衣坂　袋町中川氏陣屋前の坂なり 俗文月
表の雛屋言語を絶たり 年屋万屋の誤一説にて
さへ室婦軍の屋敷も此坂上にて中川氏陣屋忠
英弱年の屋敷に至る年左三門の屋敷家ありて寛延四
年の江戸図に此所と甲賀坂と志るしたり或ハ
甲賀坂ハ今大清屋敷裏の戸口の向り邸の裏
の坂なりとゝ云ふ是なるに近し 幽霊坂ハ峰
此坂より西に名付たるなり
池田坂　響医町の東池田表右衛門の坂なり
又御太坂とも云ふ池田氏の紋太なり 名なり

しとゝ
観音坂　甲賀町の南戸口の向り邸の坂之昔
の坂なり杉平七門なり邸の涌泉観音なり
坂の右といへども観音ちなる涌泉之方にして生駒
さも見へたれハ爰之なりしとも云ハ誤なり或ハ
坂の右場之観音の像なりしとも云ハ誤なり
永江戸図之此所之観音ちといふなり定
うら観音ちなるやなるべし 近比石芦
廣坂　甲賀町の東坂部左衛門の坂之東ハ此
是坂とも云ふ甲賀大清屋敷のなき坂ハ ちと
いかがしら生卵塔の迄れ坂なるべく名つけしなり
文化後之庭園坂とも称し とゝへり笠ハ工仁坂坂

といふ坂なり所之

紅梅坂　大清水の東戸口の向ひ御家つゝの通り
の坂なり是い辻番左京亮屋敷の大樹ありて
往来之枝さし出て毎之紅梅咲ちらし所と元の
樹い形ちそなへ外樹と違ふ

清水坂　稱寺坂　号年へ出る坂なり左之
一ロ坂といふ坂下清水坂と此之住しる清水坂と
いわ此坂上辻番の家之松下氏へ　有馬屋敷
続りし上場なり家ふる号年樹を定めは絵墨ち
り麻布六本木之等清水坂同名なり此坂上塀の下の
うら板之縊死の人なり享保年中のことなる
松下清水寺供先

有馬廟へ言上せる

ハ上ふ先下ふ人魂なへし坂てこよと云
所一坂なりて為坂ふ云ハ之ふ庶之高き塊なり
りしふ松ふ本と伐ふ塊を切株ふ成ハ手塩ハ
さふこさふふ

ふへ侍へふ

情隨意院四地　留平樹四山四宝院屋敷ふ　松永
市左衛門屋敷之四ふ
とあ石しき井戸を掘ふ景を掘ふふ西ふ流
鴨宮氏屋敷　松永市左衛門屋敷
しこと所　定永九年四宝院屋敷の侍屋之号年樹ふ　その山
東西の流い松永市左衛門屋敷之ふ二本所
四ロ外之異ふ屋敷ふ　情隨意院流
人の軍是ふ軍ふ十七年ふ三十乙巳年中白道上
之年の月ふ日ふ近化所
時ふ近化ふ

妙龍水　松永氏屋敷の西にあり　此辺ハ何れの井
戸も同じからず此水のみ清涼なりしかば何とて
旱魃するも乱くことなし　妙龍女のことハ世人多く
知る所なり　今茲に詳く滝にも池湖辺にも妙龍水の説
或ハ池ノ端加茂川清泉豊饒にて之本の井ともいい
又桜清流之地の松立の屋敷に
もし清冷のことなるべし

西福寺旧地　寛永九年の縁起にてこの戸田口向ふ
卯なり　西福寺ハ貞誉上人開基にて寺ハ安阿ノ作なり
来なり　佛像ハ百石豊臣時代の内なり　寺ハ今に名跡ニ残
きり

西念寺旧地　寛永九年の縁起ニ今の戸田口向寺
卯の山西福寺の後なり

観音寺旧地　近江西郎栗太郡観音寺ハ当寺之観音寺ハ

妙ヶ原西陣の村大津ミて　村越茂助義り　是ハ東の西
国御所へ登るを待へられ候ハ大坂西陣の時之
御供し永原御殿まで并びの御理あり急到
此ヶ所あり数ヶ所ヶ所ハ此年ハ近江大和
の所代官をも勤めり元亨二年五月廿九日大君御
本多彦坂伯耆守中山猶次佐野与左衛門御領は
其五郎左衛門まで多羅尾四郎右衛門観音寺朝覚上人
も元和五月五日任地発足し同十二日京屋敷ニ
祗著し同廿二日本多豊後守大米法右衛門観音
寺屋敷へ来り同所にて評定ありしに晃書是非之儀
るべきニ付御沙汰同心申付候右衛門并
御付き林信濃守中筋より　同之年五月八日開門寺

免七月廿七日時代其不帰動之此秋中工仕之ヲ
与ス　作付時用所ハ九月廿四日ハ作方ヲ以用ス
作付之後中ハ之御ヲ為し常刀ヲ以弱国能ヲ為ス
天台宗法師ヲ朝廷ノ法勝寺因ハ其後ハ国ニ
任ス或ハ紫衣ヲ多く法師ハ中御言葉ハ自
ヲ以て法勝寺領百石ヲ敬言ヲ池田
江物ノ四時領ハ元和以前ノ通ハ陸面ハ時ハ
元和以来江物時領ハ寺延宝八年ヲ和物ヲ
田時領ハ寺作付ハ作之後中時領ハ江物和物
寺左ニ記ス
元和年中　一江戸御屋敷御賄方　壱万六千九百石余
寛永年中　一江戸同所　壱万石余
寺三万石余
寺三万壱百石余
寺三万八千石余
寺田方
寺三万三千石余
寺三万八千石余
寺三万五千石余
寺三万八千八百石余
寺四千石
寺三万四千八百石余
寺四千石
寺田方
寺三万石余
寺三万壱百石余
寺三万八千石余
寺三万五千石余
寺三万八千八百石余
寺四千石
寺三万四千八百石余
寺四千石
高林寺田地　寺林ハ於本町滝川氏屋敷迄之内

りしとて中毛吉へ伝来水を献せしかり今ハ移
辺に移りて今浦八幡邸内とあるこ十年餘しあり
今の安祥寺ら印度赤今早川屋敷ハ門前赤手洗ハ
佐氏の地内より瓦器を多く掘出せしと云り方林
ちの墓地なりけるべし

伝屋水　天正頃ハ到辺方林寺今鈴本町鈴本九た
夫なる赤向ひよりなる赤方林寺の井戸を
伝屋ハ伝くなせらるしより伝屋の名といふ名を
付きりしといへり未うるる万治年中松平隆夏寺
給家朝臣　家臣を遣りて伝屋水方林寺後ハ城内
て潔なりなる流し見を神田川といふ件ハ方林寺
の井戸ハ川の向ふの清ら手洗のと称ら無ると

寛永記戸図ら神田川伝ハ万治ら始て掘切しと
ハ聞ることならうるり見ハ伝坂後いのちとを伝
へ誤りたるるべし方林寺を到辺へ移さるし
寛永ハ赤のとるるべし今鈴本町ら本御机の裏
ら望めハ井戸見ゆるるり何年ら清水ら方
林寺酸河寺ら井戸ら伝ハ伝屋水ハ伝河
寺ら附ぐきとるるこそ

金銀水　甲賀町千田元智が家の井戸ら明た安
藤守　羽臣金銀水の記を作きり
山鳥原　槍坂上ら於しか芝生ら そきを山ら原
といふるる雑ら原といふ此辺ハ古ハ林繁りて細
ちとさとし云て暗雑子四ら ちどと多く住しよ

りかなるべし

紫岑　紫町猿田伊勢守一知朝臣の庭中にあり此
芙蓉峰をさかいハ八葉の嫩蓮紫眉のごとく遠望
絶景と云べし或ハ春日氏屋敷の鎧下猿楽町小川町
久津見氏屋敷の池を古へ鶴ヶ池の里といひける
ところにて実ハ紫岑の名も有しなるべし

家ヶ淵

厂大坂下四下隠岐屋敷の下にて今ハ下水
とありて流れ出るハ是を家ヶ淵といひしとぞ三
十年前四方子ハ紫町の下水南側ハ此淵へ落て東
茗荷側ハ北へ流れて鈴木町滝川之助屋敷にて大
溝なりて堤下を神田川へ落せしといふ今の流ハ厂
木坂堀切らざりし頃此淵の上ニ三尺四方位ある

る石ありて井戸桁のごとき穴の有てみ兜の遊戯場な
りしとかや

小堀遠江守政一朝臣嫡の名ハ作助近江守浅井
備前守長政ヶ一類といふ工勤解由左衛門子孫豊臣秀吉ニ仕
仁元和九年遠江守ニ任し年月日伏見の奉行なり
和哥ハ冷泉為頼にのて人麿事ハ古田織部正に
ヶ才子ありてまうし生極奥を究む殊更古書の鑒
定ニ名有り牡花を服余村林及暑法ち佐河田喜六
為後楷と定しより利名を大有をし人宗甫とよふ
或ハ孤蓬庵と号す大徳寺ニ孤蓬庵ニ葬る正保四年二月六日六十九
小堀遠江守屋敷ハ甲賀町下今松年寺織部正（以下細字判読困難）

久保かなめ氏より飯塚氏へ主水
へ江戸とのりしらせ

室新助直清宅へ所礼ゝ加賀の人金沢の儒臣た
り学問へ本下順庵つ人白石祇園ら市ゝ門
たゝ西陣元年三月廿八日出立知り石を
踏ふて直学士と西姫葉と宗又駿藩ゝ重
保十九年八月十二日行年七十九ゝ没

室新助名直ハ今甲賀町住田行繁ゝ甲賀町住田行助
なつとの号ハ直ハ号ハ冥相書ゝ注同行助
俗号ハ乃町ゝ別人ゝ住根ゝ長所のゝ
ゆるゝ

白櫻

甲賀町平塚何候ゝ　朝臣祖中ゝ行吉
聖山の後を移し枝ゝ　明和九辰年大事ゝ焼ゝ

しをれてそり根ゝ生いしゝ今ハ大本とゝた
り先年ゝ長度祇園ゝ写真せさせたゝし　と言ゝら
つし　就を

（清水紋日紋ゝ右ゝ門）

飯塚氏ゝ本　聖匠町飯塚氏ゝ庭中ゝ花樹
ちゆん　清水紋ゝ　ゝき方の朝ゝ〳〵遠望ゝて門ゝ
とゝりしゝ休掛ゝと叶ハゞとゝ

草本制札　神田川の南岸堀上ゝ　枹坂ゝ
ゝ札ハ文字定ゝ　ゝ後本町辻番ゝ堀上ゝ三
ゝゝハ文字ハ　ゝ　ゝ札ハ大門外東河
内ゝ立さゝ　ハ　ゝ
道ゝ　ハ札三寸の角ゝ

此おまみより上り
樹木をきり又
ちりあくさを
ちらしてんてんとする
曲事なり
五月

此上の事ハ一年より　永ぐらゐ　かりさせて
のこしハ大用付れ方ハ　貢納とく
牛車制札　　石平橋内ハ平任賀寺辻書和の紙ヨハ
り

補遺

駿河臺防火隊役千百八十二坪
組屋敷千四百九十五坪

万治二年八月廿一日始て建地坪三千百七十七坪
組屋敷家坪九百四十五坪御道坪千百九坪七合五
夕四百九十八坪役屋敷ハ坪ハ七
合五勺ハ組屋敷ハ坪ハ七
勺ハ内ハ公の家道ハ之ハ土蔵一
坪ハ内ハ元禄十一年　類焼ハ初ハ年二月ハ九
日水戸主殿頭役中類焼安永二年番請出

火消役

万治二亥年　水戸ヨリ元禄年屋敷拝借
延宝四子十月　安房守ヨリ元禄年屋敷拝借
天和二戌年四月　松平出羽守元禄年
元禄十五壬午年　永井信濃守元禄年

寛文三卯年四月　水戸ヨリ元禄年屋敷拝借
門人百四月　安房守四子年
元禄八亥年　神保長門守元禄年
宝永二酉年　西郷兵庫頭元禄年

享保二 二月　永井修理 七千石 役死
同七 七月　小出主水 五千石 小普請

享保十三寅七月　三浦主膳 五千石 小普請
同十五戌八月　内藤外記 五千石 小普請

寛保三亥三月　高木主内 五千石 死
寛延二巳五月　石河主税 四千五百石 小普請

宝暦三酉六月　石野山城 五千石 小普請
同九卯八月　曽我主水 千石 小普請

明和二酉八月　水野主膳 五千石 [illegible]
天明元丑九月　横山内記 四千五百石 [illegible]

同五 八月　堀田主膳 四千石 [illegible]
寛政六 十月　戸田大学 七千石 [illegible]

享和三 九月　戸田内膳 五千石 役死
文化七 十二月　米津小大夫 四千石 役替

文化十三九月　戸田内蔵助 五千石

○同心屋敷 青山 御掃除之者 大縄地之内 四谷伝馬町
[illegible]

○十五組之内 宝永元年十月十三日 与力 同心

○享保三年 元禄十一年八月二日

与力
伴源五左衛門
伊藤久兵衛
鈴木八助
広瀬市左衛門
山本新助
和田八千之丞

同心 五十人
井上由右衛門
家城忠兵衛
大野喜左衛門
中沢松五郎
九鬼金兵衛
根岸金左衛門
田中忠左衛門
猪野藤左衛門
鈴木新八
森崎藤之助

井上久左衛門　内田金十郎
堀田常蔵　石橋杢助
諏訪宗兵衛　大田熊吉
松井彦蔵　橋井金蔵
吉田庄吉　神野松吉

方角

筋違御門　東ハ休町辺ヨリ新田田沼ハ二ツ目辺ヨリ西ハ本郷辺ヨリ筋ハ右橋辺ヨリ筋ハ西ハ神田川辺ヨリ

常盤橋　東ハ須賀町ヨリ一石橋ヨリ西ハ神田川ヨリ

矢橋　常盤橋ヨリ入ル

鍛冶橋　常盤橋ヨリ

幸橋　本橋町辺

山下御門　常盤橋ヨリ

桜川新右衛門　小田切土佐守

清水橋ヨリ　長屋通り

西村左右馬　山本源右衛門

吉本左十郎　大山主殿

虎ノ御門　芝神明ヨリ新田金杉ヨリ入リ桜田辺ヨリ桜田御門ヨリ赤坂辺ヨリ西ハ

赤坂御門　赤坂御門ヨリ麻布ヨリ

四ツ谷御門　四谷御門ヨリ

市谷御門　牛込御門ヨリ

牛込御門　牛込御門ヨリ

小石川御門　牛込御門ヨリ

水戸橋　橋ヨリ元町ヨリ

○山下御門新橋倉橋ハ

大敵打橋　注付ケ三ツ橋ヨリ打ツ事　為ニ大敵

石ツ打ツ事近大ナル石ヲ

直リ大敵注二ツ付敵三十程打ツ打百二ツ付ノ

とし所文所にて[illegible]たる新編武蔵風土記稿に十数つゝ所文所[illegible]
うち以後りあり定[illegible]
後[illegible]
所田[illegible]
所[illegible]
見切場[illegible]
所敵[illegible]

土手殺河意防大隊

寛文二年二月八日市谷土手[illegible]寛永元年十
月十三日代官[illegible]
[illegible]
人[illegible]

[illegible]地　防大[illegible]
[illegible]
[illegible]地[illegible]

人の話し写[illegible]へきあきハ[illegible]は定証
年のもとゝやかゝん塚四方縦横一定防大隊[illegible]の
年を経りて[illegible]
り石塔一基堀出[illegible]
は明らかなり

甲賀町　或曰甲賀町といふ名[illegible]
の後世の[illegible]
[illegible]

又按[illegible]
[illegible]の甲賀町辺
[illegible]

芭蕉庵

中坊河内刺史の邸中にかりそめに住て居る先に翁何
なる志にて始てはたまりきし竹内邸中の家に住
をしとゝ云へり近き頃また芭蕉翁の流れを汲む有名
なる人々多四の第邸へ俳諧らしくそは雑花に出し
さるとも先年夢たゞ門人歟土の句に
花多社奥中にてさよ芭蕉翁
ろう頃のもとゝ芭蕉翁集といふ山冊を拵へを
し

平井氏庭中八幡神社類回公一白川少將定信朝臣書

寛政六年甲寅五月七日癸巳書之

左少将源定信

太田稲荷神社　神田川堀上ニ位

当社二年の頃ハやはり[illegible]たる田畑中入ル道灌江戸城を取立ル頃ハ西丸ニ稲荷を造営し山城西一ツ里ハ移し奉る所ハ九百年の災ニ[illegible]ハ社も多く焼失し事績定り難し

と天正十八年八月

神祖江戸城ニ入ル時ハ　入ル時ハ此社を志とし

殿様ニ移し奉ル

当地ハ郭内ニ[illegible]

[illegible]ハ詳ならず[illegible]

ことハ此社ハ[illegible]

つ並江陽[illegible]の地ハ此社ハ[illegible]

ゞ方々より寄進が異い方向へ吹き出し社の
除去問題になりて考えて不審に堪ぬ
元年五月頃にそう宮に動議しようとする矢張
小林社の大サ大石まで出来ずして東向きに門番
と思われる師匠の作り狛犬
壇上に昨年の春十年以来のもの
と言はれ色世界や素敵なる昨迄へ直
ろ所為なり新毎に必ず社へ参詣し法華経
八坂彦の素晴の速さ我信仰社へ寄進
を嬉しくれ社の為に此社の為に
世人としてやむを得ず此社の新築に
いと怒ると教えず故に易くうけがい即社の傍

に建て置いた四方の垣を取りこわし此所に
敬と云う四代の社竜山五重塔国指定
と云う四代の社竜山五重塔国指定
既の宮の祀下と云う伝る時天林八坂の男幼
年より多病すれば此宮の神を力むる出と云う
ずに宮殿敬とは祠と云う
ようなる宮殿と十世と云うやと

縁起

新宮社大田姫稲荷大明神人皇四十三代元明天
皇の時宇和郡神原郷之住芳　敏達天皇
六代の皇孫矢張方矢山明皇嘉和年中の頃房満
寺頃時石八祀流の時海中より白狐稲荷を

まて四山方言法飢渇ヶ然しい考郷の気分ヶ
助之可哀い疱瘡の病苦之為救之此時ヶ現し之
都七ヶ年我ハ兄治病方法の請主方四姫命ヶ
て海底ヶ入ぬ夏ハ神現ヶ在ヶ別刻しなるの見
像之手後方四宿中ヶ入る道清水道此見後と敢ず
見於ヶ手ヶ現して財宝功を得ヶ為ヶ迎ヶ入る清水
ヶ手部の石ヶ武物器時即に戸体部を築き此時神
見白狐と現し先て四山地石一ヶ里ヶ立ヶ
之一疱瘡大話を退て石ヶ長之ヶ此主ヶ法
ヶ後て武蓮を守り福徳自生ヶ出来ヶ等中の
祀ヶ多ヶ拝資後後仰ヶ信ヶ内鬼門ヶ出置ヶ
ヶ物変ヶ見移て社壇為体懐ヶ為ヶ一ヶ見体

義江一三ヶ年ヶ一門ヶ疱瘡ヶ悩ヶ
恐ヶ老母ヶ祈願ヶ信ん
祈願ヶ蒙ヶ因話基ヶ九ヶ日市社ヶ
ヶ信心厚ヶ蒙ヶ加護ヶ事ヶ疑ヶ
ヶ体ヶ世双ヶ見後ヶ見ヶ敬さん

つ方石鳥居額元ハ土浦庚申ヶ
桜解ヶ十数年ハ
ヶ土浦庚ヶ
べ一ず生涯ハ思
恭法ヶ

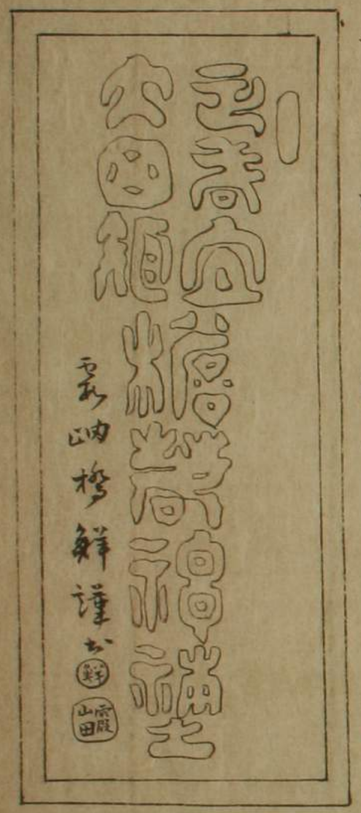

享保十年に作れる狛犬

門前石鳥居の際に並びて
狛犬の形異なり近世のものと
大に異りけり其形ハ
伊豆国走湯明神の狛犬
に類せり 寛年中のものなり 其船太を和訓
とばかりはきさまとそ云 いふ徴といふべきさまとすなけ
よ石に諸ろを年がたのすのとかい えつ石へしろぢやとの
ひせつるおあり材ハ本くく 狛の字の事なと
りはせるまとも 享保の所記ハ享保
と此寄にしてえいは社
つけへい論にや付べき

東社の前に石狐あり立しは元禄二年六月廿日
須須田町の田辺伊兵衛なるものなりたるなり
明和の災にかゝり其狐石も多く壊れたりしを近き
世になりて伊兵衛が子孫補修なりて其狐石にかく記
せり

余嘗傾首於此祠寔于有季実于神徳顕然矣故
為報神恩為命石工其石如狐而置祠前而禰禱
於国家安寧子孫無疆為因賦一絶以聊備不朽
云尓 願主須田町田辺伊兵衛 石工深川永代岩城屋喜三郎

其次の狐石に

昌平橋側太田祠長護東城駿臺安詛識経営
道灌意徳光千歳最神奇 元禄二年己巳六月廿日

先家先人の志を継て修理をしハ弥増らん さとる
らんや

盟盤　ちとせいハ東社の角より是ハ市谷四町二
丁目なる榎やハたの角四町なる戸塚村の
[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]の
の三人もて元祖の頃なりしより此和の災ハかい
もて拾ひ[illegible]ちのハ新ハ浜四町ニ河原美助女
の疱瘡を祈りしに是験を蒙し[illegible]
[illegible]

天満宮　文久四方の[illegible]勧請の時[illegible]
稲荷社　三尺四方の[illegible]東社の東言の[illegible]
[illegible]

八幡宮　勧請の時[illegible]
疱瘡神社
神田月並十八日ハ拝殿を開き祈祷[illegible]
[illegible]
主幼年の時都志雄と[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

右駿河臺志一巻得友人山崎美成手澤本使謄写以收
于待賈堂維時万延辛酉歳三月上澣
江戸書肆　活東子識